

# 栄町住宅用省エネルギー設備等 設置費補助制度のご案内

平成31年4月15日（月）午前8時30分から  
窓 口 受 付 開 始

栄町では、地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備等（太陽光発電システム・家庭用燃料電池システム（エネファーム）・定置用リチウムイオン蓄電システム・太陽熱利用システム・地中熱利用システム）を設置する方に対し、予算の範囲内において費用の一部を補助いたします。

## 【補助概要補助】

- ※ 太陽光発電システム補助の上限額は、90,000円（4.5kw）となります。
- ※ 新築（建替えを含む。）に対する太陽光発電システム設置は補助対象外となります。
- ※ 太陽光発電システム設置の場合は、I初級-管理システム(HEMS)又は定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置することが必要となります。
- ※ 本年度から「家庭用燃料電池システム（エネファーム）」の補助額が、50,000円となります。
- ※ 太陽熱利用システムのうち自然循環型を補助対象外とします。

## お問い合わせ及び申請先

〒270-1592 栄町安食台1-2

栄町環境協働課

電話 0476-33-7710

Fax 0476-95-4274

E-mail:kankyou@town.sakae.chiba.jp

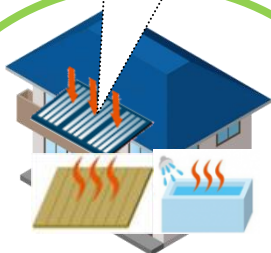
## 【対象となるシステム】

### 太陽熱利用システム

太陽の熱で水や空気を温め、給湯や暖房に利用するシステムです。

(自然循環型を補助対象外とする。)

【補助単価＝5万円/件】



### 太陽光発電システム

太陽電池を利用して太陽光から電気を作り出す設備です。

【補助単価＝2万円/kW】

(上限額：9万円/件)

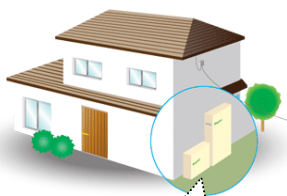
(既設住宅に、エネルギー管理システム(HEMS)又は定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置することが必要です。)



## 家庭における取組を促進

◆再生可能エネルギーの導入

◆省エネルギーの推進



### 家庭用燃料電池システム(エネファーム)

ガスと空気から電気とお湯を作り出す、エネルギー効率の高い家庭用のシステムです。

【補助単価＝5万円/件】



### 定置用リチウムイオン蓄電池システム

ためておいた電気を昼の電力需要ピーク時に使用したり、災害時に使用したりできます。

【補助単価＝10万円/件】

## 【対象システム及びその要件】

次のいずれかに該当するシステムであって、未使用品であるものが対象になります。

システムの種類	シ ス テ ム の 要 件
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りて連系するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センターにおいて設備認定にかかる形式登録がされているものであること。</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方が10キロワット未満であること。</p>
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 国交付要綱等に基づく補助の対象となる設備で、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p>
太陽熱利用システム	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用せず熱を搬送するもの及び動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品(BL部品)として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。</p>

## 【補助金の対象となる方及び設備設置の必要条件】

自分が住む町内の既存または新築の住宅（店舗、事務所と併用するものを含みますが、居住スペースの床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上である一戸建であること。）に、未使用の住宅用省エネルギー設備等を設置する方若しくは未使用の住宅省エネルギー設備等が設置された町内の建売住宅を購入する方で、次のいずれかにも当てはまる方が対象になります。

- 1 住宅の所在地に住民登録している方（実績報告書を提出する日までに住民登録された方を含む。）
- 2 町税を滞納（分納誓約も含む。）していない方（世帯全員）  
（町税は、町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・都市計画税になります。）
- 3 住宅が借家の場合は、所有者又は貸主の承諾を得ている方。
- 4 太陽光発電システム設置について
  - ①既築住宅に設置する方。（既築住宅＝太陽光発電システムの設置工事に着手する前日までに建築工事が完了している住宅を指す。）
  - ②太陽光発電システムと同時に、エネルギー管理システム(HEMS)または定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置する方。（HEMS＝住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものをいう。）
  - ③太陽光発電システムは、電気事業者との特定契約締結を結ぶことができる方。
- 5 太陽熱利用システムについて
  - ①自然循環型を補助対象外とします。

## 【補助金の額及び限度額】

- 1 太陽光発電システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・上限 9万円(4.5kw)  
（太陽電池の最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1キロワット当たり2万円を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。）
- 2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）・・・・・・・・一律 5万円
- 3 定置用リチウムイオン蓄電システム・・・・・・・・一律 10万円
- 4 太陽熱利用システム・・・・・・・・・・・・・・・・一律 5万円

※ 補助金は補助対象設備ごとに、一の住宅に1回に限り交付します。

ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合には、この限りではありません。

### 【設備の設置に係る対象経費】

※ 対象経費は消費税と地方消費税相当額を控除すること。

設備の種類	設置費の対象範囲
住宅用太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
太陽熱利用システム	設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）

## 【補助金交付申請】

※受付期間：4月15日（月）午前8時30分から予算額に達するまで。

申請は、住宅用省エネルギー設備等の設置工事を着手する前が条件になります。

また、住宅用省エネルギー設備等（太陽光発電システムを除く。）が設置された建売住宅の場合は、住宅の引渡し前が条件になります。

なお、提出書類は以下のとおりで、提出は環境協働課窓口を持参してください。（郵送不可）

- ①「栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書・（第1号様式）
- ②事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（第2号様式）
- ③住宅が借家の場合は所有者又は貸主の【承諾書】・・・・・・・・（第3号様式）
- ④各設置に係る経費の内訳が記載されている工事請負契約書  
（建売住宅の場合は売買契約書の写し）  
（内訳の記載がない場合は、設備の設置に係る経費が確認できる書類「見積書等」も添付）
- ⑤各設備の技術仕様が確認できる書類の写し  
（設置しようとする機器のカタログ等に、製造者・型式・最大出力・発電出力・蓄電能力等の記載があるもの）
- ⑥各設備を設置しようとする住宅の位置図（地図のコピー等に所在地をマークしてください）
- ⑦各設備設置前の図面（配置図等）
- ⑧各設置工事に着手する前の現況写真

補助対象設備	必要な写真	説明
各設備共通	住宅全体	設備設置住宅が特定できるもの又は建替え前住宅等
太陽光発電システム	太陽電池モジュール	各設備設置予定前を、それぞれ写真撮影し、撮影日・各設備設置予定場所にマークし、各設備の名称を記入 (別紙①参照)
	パワーコンディショナー	
	電力メーター	
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	発電ユニット	
	貯湯ユニット	
定置用リチウムイオン蓄電システム	充電設備	
太陽熱利用システム	集熱器	

- ⑨その他町長が必要と認める書類（その他に書類を提出していただく場合があります。）

## 【設置工事の着工】

補助金の交付を受ける方は、「栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付決定通知書（第4号様式）」を受けてから、設置工事（建売住宅の場合は、住宅の引渡し）を行ってください。

## 【実績報告書】

補助金の交付の決定を受けた方は、各設備設置工事又は住宅の引渡しが完了した日から60日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、下記書類を環境協働課窓口へ提出（持参）してください。（郵送不可）

※期日までに実績報告書の提出がない場合は、補助金交付ができませんので特に注意してください。

- ①「栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金実績報告書・（第8号様式）」
- ②事業結果報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（第9号様式）」
- ③各設備設置費に係る領収書の写し及びその内訳書の写し
- ④各設備設置状況写真

補助対象設備	必要な写真	説明
各設備共通	住宅全体	設備設置住宅が特定できるもの又は建替え後住宅等各設備設置後を、それぞれ写真撮影し、撮影日・各設備の名称を記入（別紙①参照）
太陽光発電システム	太陽電池モジュール	
	パワーコンディショナー	
	電力メーター	
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	発電ユニット	
	貯湯ユニット	
定置用リチウムイオン蓄電システム	充電設備	
太陽熱利用システム	集熱器	

- ⑤各設備が未使用品であることを確認できる下記書類のいずれかを提出
  - ・保証書の写し（申請者の氏名等が記載されていること）
  - ・設備出荷証明書の写し（別紙②「太陽光モジュール製造番号貼り付けシート等」）

※上記、いずれかを提出してください。
- ⑥各設備設置後の図面（配置図等）
- ⑦太陽光発電システムは、電気事業者との特定契約締結を証する書類
  - ・電力受給電契約申込書の写し  
（低圧：再生可能エネルギー発電設備用）「お客さま控え」の写し（電力会社の承諾印が押されたもの）
  - ・その他、以下のいずれかの書類の写しを提出してください。
    - ①東京電力パワーグリッドから電気工事店あてに送付される「特定契約締結通知（メール）」の写し。
    - ②東京電力パワーグリッドから申請者あてに送付される「系統関係完了通知（メール）」の写し。
    - ③東京電力パワーグリッドから電気工事店あてに送付される「落成受付完了通知（メール）」の写し。
    - ④東京電力パワーグリッドホームページ「購入実績お知らせサービス」の画面の写し。
    - ⑤東京電力パワーグリッドホームページ、受給契約申込みサービスの「申込詳細情報画面」の写し。
- ⑧その他町長が必要と認める書類（その他に書類を提出していただく場合があります。）

### **【現地調査】**

実績報告書の提出後、環境協働課職員による現地調査を実施します。住居内での調査がありますので、必ず申請者又はそのご家族の立会いをお願いします。

### **【交付請求書】**

実績報告提出後、現地調査を経て町から「栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付額確定通知書（第10号様式）」を通知します。

その後、「栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書（第11号様式）」に、振込先金融機関がわかる預金通帳（口座名義人・口座番号等）の写しを添付して提出してください。

### **【その他】**

#### ●計画の変更等の申請

補助金の交付決定後に、交付申請書の内容に変更が生じたときは、「栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金変更承認申請書（第6号様式）」を提出し、その承認を受けなければなりません。

（例）・省エネルギー設備等の機器等を変更するとき。

・省エネルギー設備等の設置工事や省エネルギー設備付住宅の購入をやめたとき。

※ 交付決定後に住宅用省エネルギー設備を、新たに追加することはできませんので、予めご了承ください。

#### ●協力をお願い

必要に応じて住宅用省エネルギー設備の設置効果等に関する資料の提供、その他ご協力を求めることがあります。



別紙① 下記写真は、太陽光発電システム設置（他の設備も同様）です。

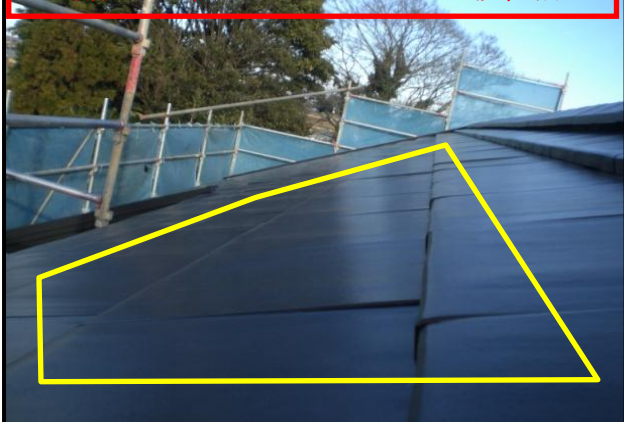
平成29年3月1日住宅全体



※新築（建替えを含む。）に対する太陽光発電システム設置は補助対象外となります。

※太陽光発電システム設置の場合は、I社ギ-管理システム(HEMS)又は定置用リチウムイオン蓄電システムを同時に設置することが必要となります。

平成29年3月1日モジュール設置前



平成28年3月20日モジュール設置後



平成29年3月1日分パワコン設置前



平成29年3月20日パワコン設置後



平成29年3月1日電力量計設置前



平成29年3月20日電力量計設置後



別紙② 太陽光発電システムの設置については、【事業結果報告書中（第9号様式）の「仕様」中において、各パネル1枚ずつの製造番号が必要となりのので、記入しきれない場合は、別紙にて提出してください。（同報告書については「別紙」と記入。）

また、「太陽光モジュール製造番号貼り付けシート（バーコード）」を提出した場合には、「未使用品であることを確認できる書類」も兼ねさせていただきますので、同システムの保証書の提出は不要です。

別 記

第1号様式（第5条）

（表）

栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書

年 月 日

栄町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

住宅用省エネルギー設備等設置補助金の交付を受けたいので、栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

住宅用省エネルギー設備等の設置場所	
住宅用省エネルギー設備等の設置に係る補助事業の種類 (いずれかの番号に○)	1 既存の住宅への住宅用省エネルギー設備等の設置 2 住宅の新築に併せて行う住宅用省エネルギー設備等の設置 3 住宅用省エネルギー設備等が設置された住宅の購入 ----- (2及び3の場合は、入居予定日 年 月 日)
補助対象設備の種類 ※該当設備に☑	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム） <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム
交付申請額	円
補助対象設備設置 工事着工予定日	年 月 日
補助対象設備設置 工事完了予定日	年 月 日
※申請者と所有者が異なる場合は下記に所有者の署名をお願いします。 私は、私の所有する住宅に補助金申請者が栄町住宅用省エネルギー設備等設置補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。  _____	

(裏)

補助対象設備が太陽光発電システムの場合該当するものに☑を記入の上( )内に必要事項を記入	1	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システムを設置しようとする住宅にエネルギーマネジメントシステム (HEMS) 又はリチウムイオン蓄電システムを設置済みである。 設置済みの設備の種類 ( ) 設置済みの設備の型番 ( ) <input type="checkbox"/> 本補助金申請に係る実績報告の日までに、太陽光発電システムを設置しようとする住宅にエネルギーマネジメントシステム (HEMS) 又はリチウムイオン蓄電システムを設置予定である。 設置予定の設備の種類 ( ) 設置済みの設備の型番 ( )
	2	設置済みの太陽光発電システムが <input type="checkbox"/> ある→ある場合には、設置済みの設備の最大出力 ( ) kW <input type="checkbox"/> ない

添付書類

- (1) 事業計画書 (要綱別記第2号様式)
- (2) 住宅用省エネルギー設備等の設置に係る経費の内訳が記載された設置工事の請負契約書 (住宅の売買契約書) の写し
- (3) 住宅用省エネルギー設備等の技術仕様が確認できる書類の写し
- (4) 住宅用省エネルギー設備等の設置位置を明らかにする図面
- (5) 住宅用省エネルギー設備等の設置工事に着手する前の現況写真 (3の事業の場合は不要)
- (6) 1の事業であって住宅用省エネルギー設備等の設置に係る住宅が借家である場合、その所有者又は貸主の承諾書 (要綱別記第3号様式)
- (7) その他 ( )

同意書兼確約書

私達は、補助金の交付の可否の決定に当たり、栄町が保有する私達の住所及び世帯並びに町税の納付状況に関する情報について、栄町職員が調査することに同意します。(※栄町に住所を有する場合のみ。)  
また、私達は、栄町暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないことを確約します。

申請者氏名

\_\_\_\_\_

世帯員氏名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(注)氏名は、自署又は記名押印してください。

事業計画書

設 備	補助金交付 決定額（内訳）	対 象 経 費	仕 様
太陽光発電システム	円	円	製造者名 型式名 最大能力 kwh
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	円	円	(発電ユニット) 製造者名 品名番号 (貯湯ユニット) 製造者名 品名番号 発電出力 kW
定置用リチウムイオン蓄電システム	円	円	製造者名 型式名 蓄電能力 kwh
太陽熱利用システム	円	円	製造者名 型式名 集熱面積 m <sup>2</sup>
合 計	円	円	

注) 「対象経費」は、実際に補助事業に要した経費から消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、さらに当該補助金の額を控除した額を記入すること。

第3号様式（第5条第6号）

承 諾 書

年 月 日

住宅所有者（貸主） 住 所

氏 名

印

私（達）は、（住所）（氏名）が下記の  
住宅に住宅用省エネルギー設備等を設置することについて承諾します。

記

住宅の所在地

第6号様式（第7条第1項）

栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金変更承認申請書

年 月 日

栄町長 様

住 所

補助対象者 氏 名 ⑩

電 話 ( )

年 月 日付け栄町環指令第 号で交付決定を受けた住宅用省エネルギー設備等設置費補助金について、次のとおり補助事業の内容の変更（補助事業の中止・補助事業の廃止）をしたいので、栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定による承認を願いたく申請します。

- 1 補助事業の内容の変更
- 2 補助事業の中止（契約の解約）  
（理由）
- 3 補助事業の廃止（契約の解除）  
（理由）

第8号様式（第8条）

（表）

栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金事業実績報告書

年 月 日

栄町長 様

住 所

補助対象者 氏 名 ⑩

電 話 ( )

年 月 日付け栄町環指令第 号で交付決定を受けた住宅用省エネルギー設備等設置費補助金に係る補助事業が完了したので、栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業結果報告書（要綱別記第10号様式）
- (2) 住宅用省エネルギー設備等の設置（住宅用省エネルギー設備等が設置された住宅の購入）に要した費用の領収書の写し
- (3) 住宅用省エネルギー設備等の設置状況を確認することができる写真
- (4) 未使用品であることを確認できる書類
- (5) 太陽光発電システムの場合は、電気事業者との特定契約締結を証する書類
- (6) 補助対象設備を設置する住宅が第3条第6号アに該当することを証明する書類
- (7) 補助対象設備を設置する住宅が第3条第6号イに該当することを証明する書類
- (8) 補助対象設備を設置する住宅が第9条（7）該当することを証明する書類
- (9) その他（ ）

同 意 書（申請時に栄町に住所を有していなかった場合）
私は、補助金の交付額の確定に当たり、栄町が保有する私の住所に関する情報について、栄町職員が調査することに同意します。
補助対象者氏名 _____
(注) 氏名は、自署又は記名押印してください。



(裏)

下記を確認し、該当するものに☑をしてください。

<input type="checkbox"/> 設置した設備は未使用品である。
<input type="checkbox"/> 設置した設備が太陽光発電システムの場合、設備の設置工事着工日は設置する住宅の建築工事完了日以降である。
<input type="checkbox"/> 設置した設備が太陽光発電システムの場合、太陽光発電システムを設置した住宅にエネルギーマネジメントシステム (HEMS) 又はリチウムイオン蓄電システムが設置済みである。 設置済みの設備の種類 ( ) 設置済みの設備の型番 ( ) ※補助申請時に設備の種類及び型番を報告済みの場合には記入不要です。

第9号様式（第8条第1号）

事業結果報告書

設 備	補助金交付 決定額（内訳）	対 象 経 費	仕 様
太陽光発電システム	円	円	製造者名 型式名 製造番号 最大能力 kwh
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	円	円	(発電ユニット) 製造者名 品名番号 製造番号 (貯湯ユニット) 製造者名 品名番号 製造番号 発電出力 kW
定置用リチウムイ オン蓄電システム	円	円	製造者名 型式名 製造番号 蓄電能力 kwh
太陽熱利用システム	円	円	製造者名 型式名 製造番号 集熱面積 m <sup>2</sup>
合 計	円	円	

注)「対象経費」は、実際に補助事業に要した経費から消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合には、さらに当該補助金の額を控除した額を記入すること。

第11号様式（第10条）

栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書

年 月 日

栄町長 様

住 所

補助対象者 氏 名 ⑩

電 話 ( )

年 月 日付け栄町環達第 号をもって額の確定のあった住宅用省エネルギー設備等設置費補助金について、栄町住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付請求額 金 円

2 補助金振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所
口座番号	普通・当座 No.	
フリガナ		
口座名義人		

注) 預金通帳の写し等振込先金融機関の口座を確認することができる書類を添付してください。